

「広報ばんどう」表紙絵募集要項

1 目的

「広報ばんどう」の表紙に市民が創作した絵を募集し掲載することで、更に親しまれる広報紙にするとともに、市が発信する情報への関心を高めることを目的とします。

2 応募資格

坂東市内在住の方

3 応募作品

市内の風景・植物・動物等や活躍する市民の方を題材としており、「広報ばんどう」令和8年1月号の表紙にふさわしい絵やイラストの作品であること。

(1) 規格

A4サイズ程度若しくはA3サイズ程度用の紙に手描きしたものであること。
(生成AIを含むデジタルで作成したものは除く)

(2) 条件等

- ア 応募者本人に著作権があるものであること。
- イ 未発表の作品であること。
- ウ 他のコンテスト等に応募していない作品で、提出後についても応募しないこと。

4 応募期限

11月21日(金) 必着(持参の場合は午後5時まで)

5 応募上の注意

表紙絵の応募については、次の点に注意してください。

- (1) 応募者が未成年の場合は、保護者の同意が必要です。
- (2) 被写体が人物又は個人の所有物である場合は、応募に関して必ず被写体ご本人(被写体が未成年者の場合はその保護者)又は所有者の承諾を得てください。ただし、イベント等で多数の被写体を描く場合は、個人特定の低い風景画とみなし、この限りではありません。
- (3) 応募作品に関する著作権、肖像権、プライバシー権等の権利侵害の問題が発生した場合、その責任及び解決は全て応募者に帰属するものとし、坂東市は一切関与しません。
- (4) 応募作品の著作権は、応募者に帰属しますが、応募した時点で、その作品は坂東市が無償で使用することに承諾したものとみなします。
- (5) 採用された作品については、紙面の都合上、必要に応じてトリミングなどの加工処理等を行うことに応募者が承諾したものとみなします。
- (6) 応募に係る費用は、全て応募者の負担となります。

- (7) 応募作品の返却は、原則として行いません。
- (8) 応募者への参加賞並びに採用者への賞品はありません。
- (9) 原則として、応募後の辞退はできません。
- (10) 公序良俗に反するものは採用しません。
- (11) 特定の個人や企業等の宣伝・広報活動とみなされるもの及び特定の政治や宗教の活動を助長するとみなされるものは採用しません。

6 応募方法

別紙応募用紙に必要事項を記入の上で、応募作品とあわせて坂東市役所秘書広報課に持参又は郵送してください。持参する場合は、坂東市役所の開庁日の午前9時から午後5時までの間にお越しください。

7 応募用紙

市ホームページからダウンロードいただくか、秘書広報課又はさしま窓口センター、坂東市立岩井公民館風の砦、猿島公民館、神大実分館、岩井図書館、猿島図書館の窓口でも配布します。

7 その他

- (1) 応募者から得た個人情報、表紙写真の掲載に関する事項以外には使用しません。
- (2) 応募作品の採用は、坂東市役所秘書広報課において選考・決定します。
- (3) 選考に関する問い合わせには応じられません。
- (4) 選考の結果は、採用作品の応募者にのみ、坂東市役所秘書広報課から通知します。
- (5) 作品のタイトル、採用された方の氏名等を広報紙に掲載します。
- (6) 応募があつた場合でも、採用しない場合があります。採用作品がない場合は、市で撮影した写真等を使用します。

8 応募先・問合せ

坂東市役所 市長公室 秘書広報課 広報係（市役所3階）

〒306-0692 坂東市岩井4365番地

電話番号 0297-20-8265（直通）

メールアドレス hisyo@city.bando.ibaraki.jp